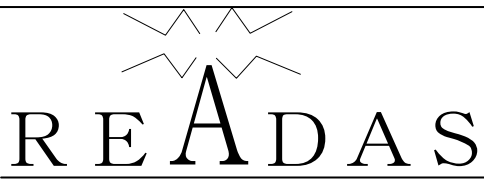


第 5026 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月16日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♪ ゆうメールによる申告書の提出

Q：経費削減の観点から、申告書を郵便ではなく、ゆうメールを利用しようかと思っています。何か注意点はありますか？

A：ゆうメールの場合は、申告書が税務署等に到達した日が提出日になりますので、注意してください。

【解説】

税務申告書は、申告期限までに申告書を提出しないと無申告加算税の対象になってしまいますので、提出日はいつかということは重要なポイントとなってきます。

これについて、税法では直接規定を置いておらず、民法の到達主義の原則によりその効力が発生するものと解されており、その例外として、郵便又は信書便により提出された申告書については、その郵便物又は信書便物の通信日付により提出されたものとみなすこととなっています。

ところで、ゆうメールが郵便又は信書便に該当するかどうかですが、これについては、次のような理由からこれに該当しないとしています。

したがって、ゆうメールは原則どおり、到達主義により申告書等が到達した日が提出した日になりますので注意が必要です。

- ①ゆうメールは郵便法に規定する郵便物である第1種ないし第4種郵便物には該当せず、ゆうメールによる役務の提供は荷物の運送であって郵便法上の郵便には該当しない
- ②ゆうメールは郵便会社が行う役務の提供であることから国税通則法に規定する信書便にも該当しない

